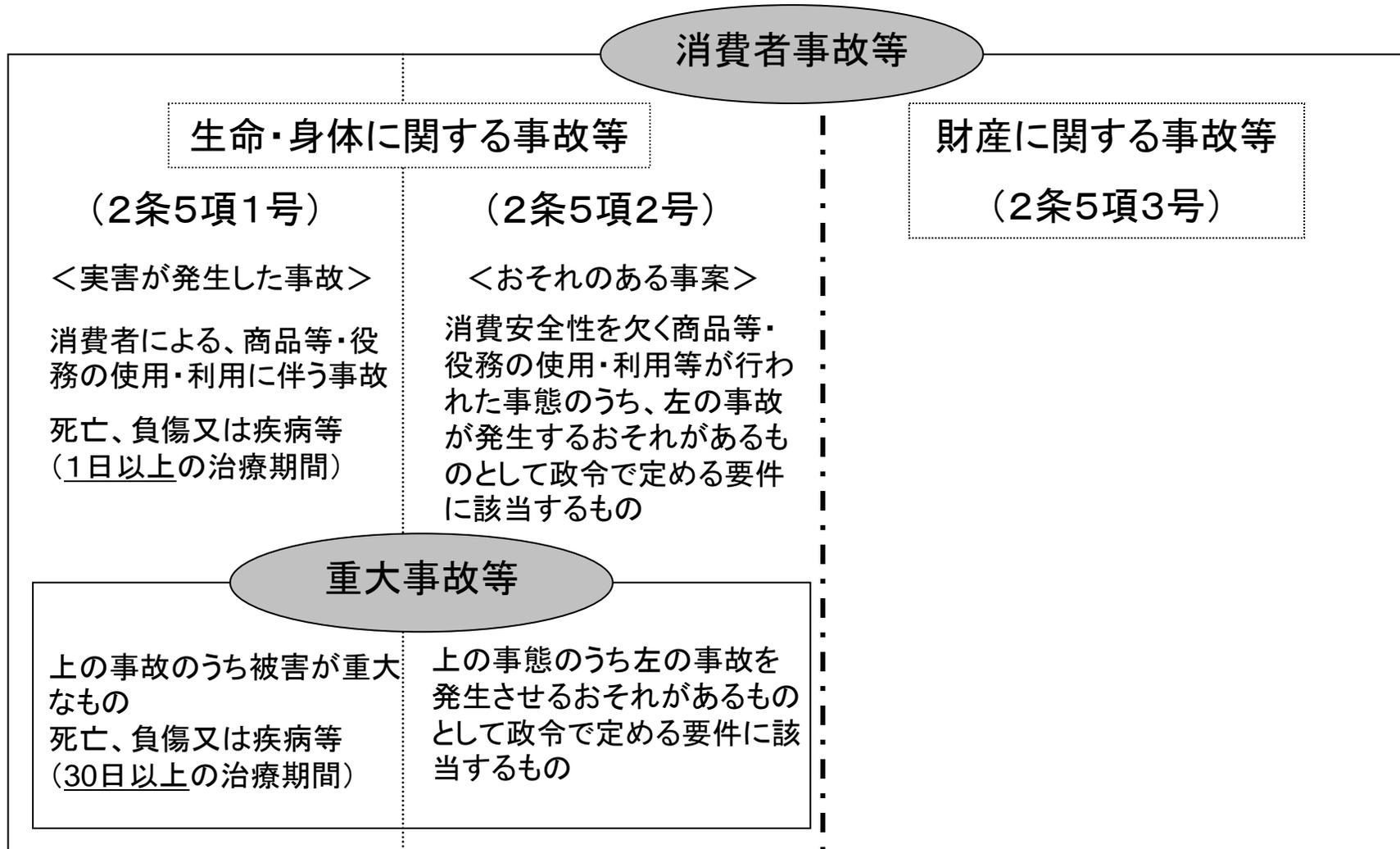


「消費者事故等」と「重大事故等」の関係

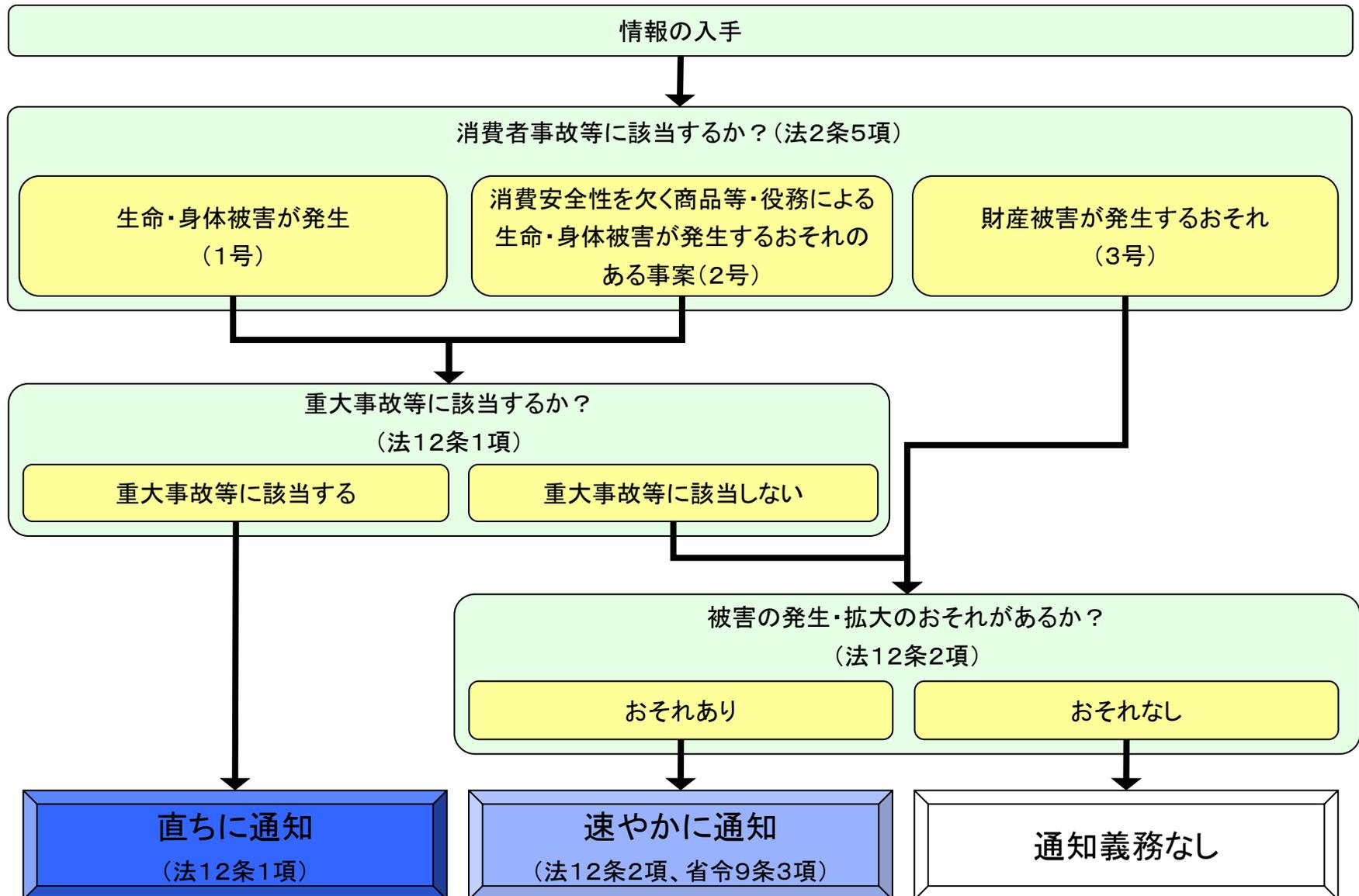


(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

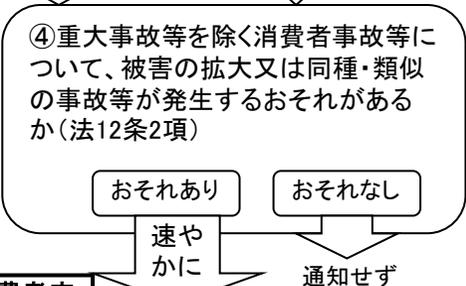
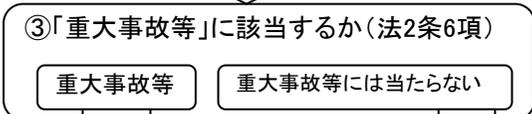
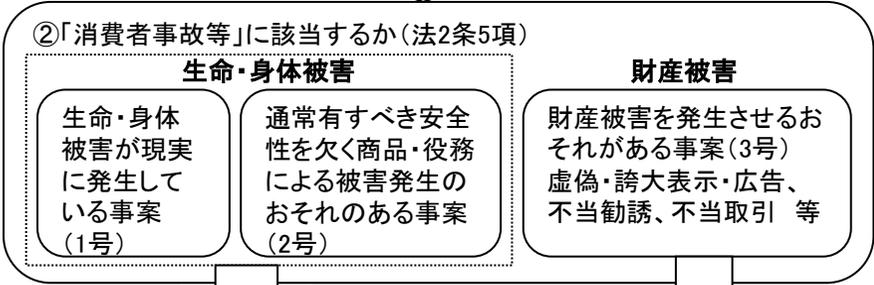
- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3～4 略



	重大事故等	消費者事故等(重大事故等を除く。)
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ●発生した旨の情報を得たら直ちに (通知すべき情報の整理等のために必要と考えられる数時間以内) ●重大事故等に該当する可能性が高いと判断される時点で通知されることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ●事故等の態様、商品・役務の特性などに照らし、被害の発生・拡大のおそれがあると認めるとき、速やかに <p>事故等の態様:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常予見される使用方法による事故か、 ・多数の消費者に被害が生じているか、被害の程度、など <p>商品・役務の特性:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に流通しているか ・広く使用されているか ・事故原因と同一の原料や部品を使用している商品等が多数あるか、 ・問題となる契約条項と同種の条項を含む契約等が広く行われているか、 ・事故発生の危険があることやその危険の回避方法が広く知られているか、 など
方法	<ul style="list-style-type: none"> ●電話、FAX、電子メール (電話の場合は速やかに、書面、FAX、電子メール) 	<ul style="list-style-type: none"> ●書面、FAX、電子メール、PIO-NET入力、事故情報データベース入力
通知事項	<ul style="list-style-type: none"> ●事故等が発生した旨及び概要 ●事故等が発生した日時・場所 ●情報を得た日時・方法 ●事故等の態様 ●商品・役務を特定するために必要な事項 (商品名、型番等) ●被害の状況 	<p>(左記に加え、)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連事項

①端緒情報の入手
消費者等からの申出、公益通報、消費者からの苦情相談、職権探知 など

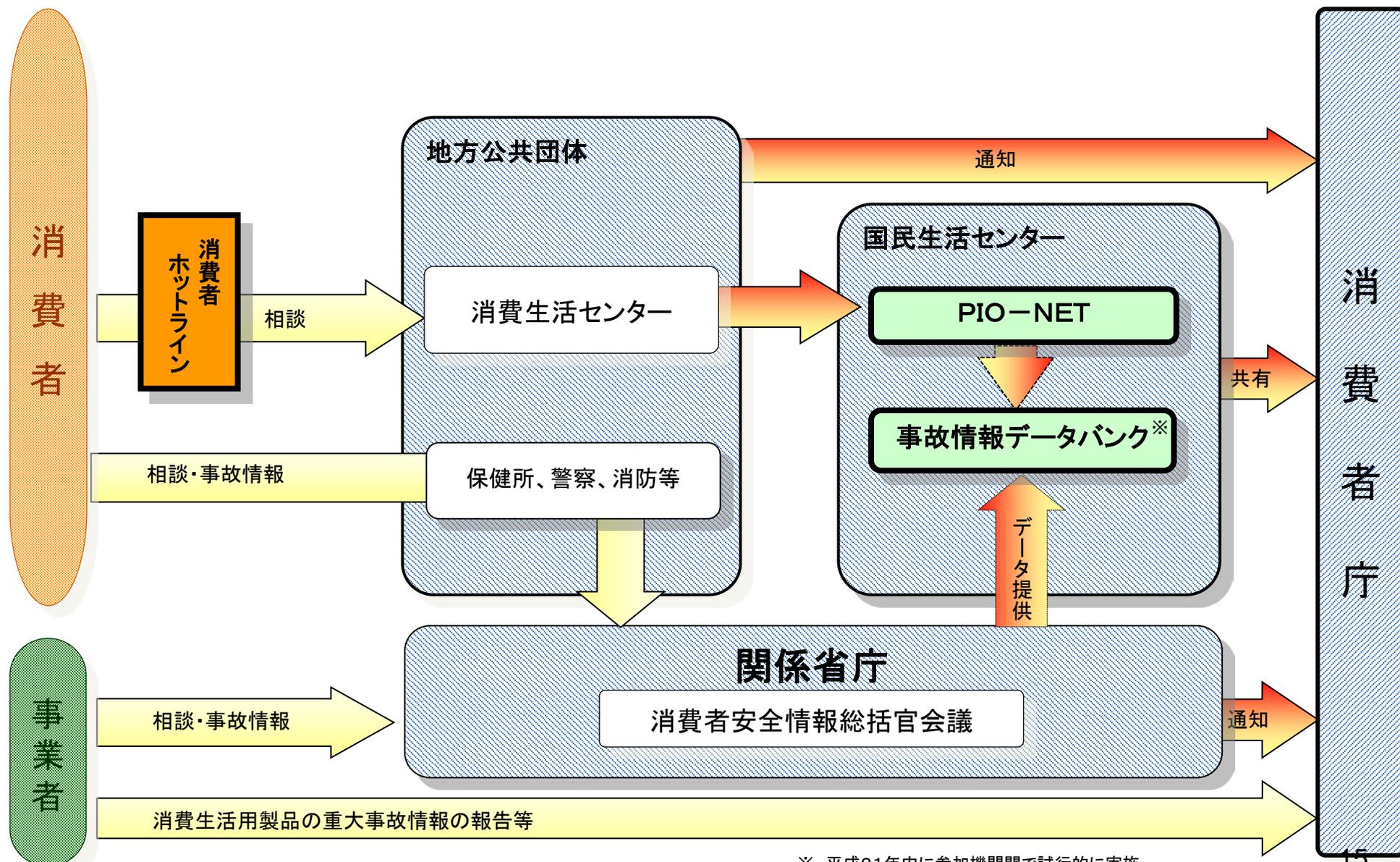


消費者庁

<p>・電話、FAX、電子メール (電話の場合、その後速やかに、書面、FAX等でその内容を通知)</p> <ul style="list-style-type: none">・事故等が発生した旨及び概要・事故等が発生した日時・場所・情報を得た日時・方法・事故等の態様・事故原因特定事項(商品名や型番など)・被害の状況 <p>☆PIO-NET等に入力しただけでは通知義務を果たしたことになる。</p>	<p>・書面、FAX、電子メール、PIO-NET入力、事故情報データベース入力</p> <ul style="list-style-type: none">・事故等が発生した旨及び概要・事故等が発生した日時・場所・情報を得た日時・方法・事故等の態様・事故原因特定事項(商品名や型番など)・被害の状況・その他関連事項 <p>☆PIO-NET等に入力した場合は通知したものとみなす。</p>
---	--

- 生命・身体被害分野については、消費者安全課に、財産被害分野については消費者情報課に通知
- 重大事故等の通知方法として「電話」があり、夜間・土日祝日も対応

消費者庁への情報の流れ



※ 平成21年内に参加機関間で試行的に実施
新PIO導入を機にPIO設置自治体において利用可
4月から国民向け運用開始予定